特集ご存じですか?

成年後見制度

~判断能力の不十分な方を保護・支援するために~

平成12年4月、介護保険制度の開始に伴い、福祉サービスの利用が行政による『措置』から『契約』に変わりました。これを契機に、民法の禁治産・準禁治産制度を改正してつくられたのが『成年後見制度』です。

今月号では、その成年後見制度の概要などについてお知らせします。

成年後見制度ってどんな制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、適切な福祉サービスを選択して利用の契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、悪徳商法などで自分に不利益な契約を結んでしまう恐れもあります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産管理などを、代理権や同意権・取消権が付与された 成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度です。

『法定後見制度』と『任意後見制度』

成年後見制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する『法定後見』とあらかじめ本人が任意後 見人を選ぶ『任意後見』があります。

法定後見制度

法定後見制度は、『後見』、『保佐』、『補助』の3つに分かれており、本人の判断能力に応じた制度が利用できるようになっています。

この制度は、家庭裁判所によって選任された成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が本人 (被後見人)の利益を考えながら、不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人を代理して契約な どの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで 行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援するものです。

例えば、本人が訪問販売員から必要のない高価な商品などの契約を、成年後見人の同意を得ないで 行った場合、成年後見人が後から取り消すことができます。



対象となる方

例えば・・・

判断能力が欠けているのが、 通常の状態の方

買い物に行ってもつり銭の 計算ができず、必ず誰かに代 わってもらうなどの援助が必 要な方。



判断能力が著しく 不十分な方

日常の買い物程度なら一人 でできるが、不動産の売買や 自動車の購入などを一人で行 うことが難しいと思われる方。



判断能力が不十分な方

自動車の購入なども一人で できるかもしれないが、不安 な部分が多く、援助者の支え が必要と思われる方。